

お申込みの際は投資信託説明書(目論見書)をよくお読みください。

## ファンドマネジャーからのコメント (2010年1月号)

明けましておめでとうございます。「MHAM株式オープン」をご愛顧いただき、ありがとうございます。本年もよろしくお祈り致します。

### 【足もとの相場動向について】

2010年の大発会は前年末比上昇して引けました。一日の相場動向に一喜一憂すべきではないのですが、一年の初めに良いスタートを切れたと感じています。振り返って見ますと、ちょうど一年前の株式市場には、極端に悲観的な見方が広がっていました。急速な景気後退と、金融市場の混乱が長期化するとの懸念が強かったのですが、終わってみれば、2009年のTOPIXの騰落率はプラス5.6%となりました。2009年1-3月期の景気底打ちに合わせて、株式市場においても3月に年間の安値を付けた後、グローバルでの景気回復期待に加え、企業のコスト削減努力による業績上振れ観測や、中国を初めとする新興国経済の拡大が相場上昇を牽引しました。年間の騰落率を業種別で見ますと、輸送用機器、精密機器、ガラス・土石製品など製造業が上位となり、2008年末にかけて過度に売り込まれた銘柄に対して見直し買いが入る相場展開であったと言えることが出来ます。

### 【今後の相場見通しについて】

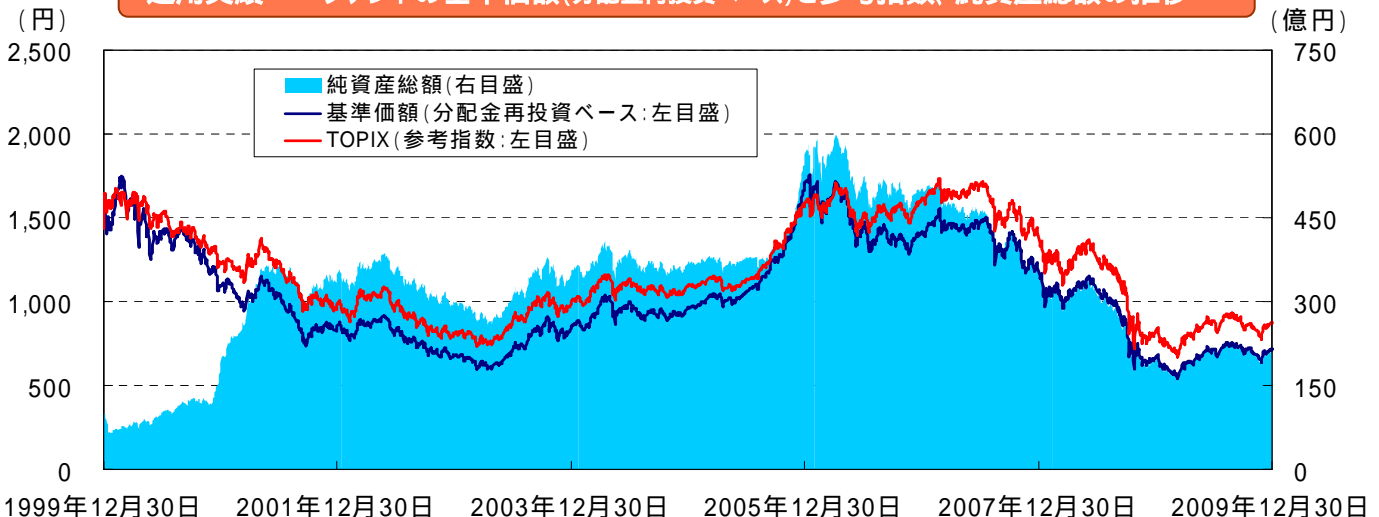
2009年を大きく落ち込んだ経済環境からの回復期と位置付けるとすれば、2010年以降は経済環境が平常時に回復する中で、需要の拡大を伴う利益成長を見極める局面と考えています。米国での雇用環境改善を背景とした景気回復期待が高まりつつあることに加え、日米の金融政策を考慮すれば円安進行の可能性も考えられるなど、株式市場にとってプラスの材料が見受けられます。コスト削減に頼った増益には限界がありますので、今後は需要増加による売上の拡大を伴った利益成長が見込まれる企業に注目が集まると思われ、経済環境が平常時に回復するとの想定ですので、バリュエーション(企業の利益・資産などの企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かを判断すること)面ではPER(株価収益率)など利益ベースの指標が重要視される局面になると予想しています。

年間を通した投資テーマとしては、環境関連、新興国関連などに注目しています。地球温暖化問題に関して、先月のCOP15(国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議)においては、具体的な中期目標の策定期間が先送りされましたが、温暖化対策が世界的に取り組むべき課題との認識に変わりはなく、今後も環境関連で需要の拡大する企業には注目しています。一方で、新興国関連については、これまでの中心であったインフラ関連銘柄などから、非製造業など従来は内需関連と捉えられていた企業へ対象が拡大することを期待しています。

国内景気は底打ちしたと見られるものの、雇用関連や物価関連統計は低水準に留まっており、本格的な回復を展望することは時期尚早と言えます。また、長期的に見れば、高齢化社会の進展とともに、今後は人口減少局面を迎える日本にとって、内需拡大は従来以上に困難な課題となってきますが、中国を初めとする新興国については、経済発展に伴う生活水準の向上が今後も継続すると見られ、消費財、外食、個人向けサービスなどに対する需要が本格的に拡大する局面が到来すると考えられます。このような環境下において、非製造業を中心として内需依存度の高い企業については、新興国を初めとする海外需要を如何に取り込むことが出来るかが、今後の利益成長を見極める上で非常に重要なポイントになるでしょう。有望な海外市場へ積極的に展開することは、従来の輸出関連産業だけでなく、日本企業全体にとって、今後の業績拡大に貢献する重要な戦略になると考えています。

皆さまのご期待に沿えるよう、引続きパフォーマンスの向上を目指してまいります。今後とも「MHAM株式オープン」をご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

## 運用実績 ~ ファンドの基準価額(分配金再投資ベース)と参考指数、純資産総額の推移 ~



基準価額(分配金再投資ベース)は、「決算時に収益分配があった場合に、その分配金(税引前)をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率」に基づく当ファンドの1,000口あたりの基準価額を表します。グラフの期間は、1999年12月30日から2009年12月30日まで。1999年12月30日の当ファンドの基準価額(1,000口あたり1,647円)とTOPIX(東証株価指数)をそれぞれ1,647円として指数化。併せて、同じ期間における当ファンドの純資産総額の推移を掲示。なお、TOPIXについては、わが国の株式市場全般の動きを示す指数として参考掲示したもので、当ファンドにベンチマークはありません。

上記グラフは、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来の運用成果を予想あるいは保証するものではありません。

当ファンドは株式などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。

## 当ファンドの特色

わが国の優良成長株を中心に、海外の株式にも投資します。

“ファンドに組入れるひとつひとつの銘柄の選択”を重視した運用を行います。

- 株式の売買益を積極的に追求します。市況に応じて機動的売買を行いつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 外貨建資産(海外の株式等)への投資は、信託財産の純資産総額の30%を上限とします。なお、外貨建資産に投資する場合には、為替ヘッジ(為替予約などによる為替変動リスクの低減/回避)を活用します。

## 当ファンドのリスク <リスクの詳細については、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。>

当ファンドは、主として想定される以下のリスク等を要因として、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。

- 株価変動リスク** 当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- 流動性リスク** 市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)が崩れて売買が成立しにくくなるなど、当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
- 信用リスク** 当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
- 為替変動リスク** 当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドの当面の運用方針として、外貨建資産すべてについて為替ヘッジを行うこと(為替フルヘッジ)を基本とします。(ただし、投資対象通貨や市場動向等によっては、為替フルヘッジができない場合があります。)
- その他** 上記リスクのほか、金利変動リスクなどがあります。

投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆さまに帰属します。また、投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

## お申込みメモ

<詳細については、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。>

商品分類	追加型投信 / 内外 / 株式
信託期間	無期限
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の2を下回った場合等には、信託を終了(繰上償還)させることがあります。
決算日	毎年9月16日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎期、決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
取得のお申込み	販売会社・委託会社の休業日を除き、原則として、いつでもお申込みになります。
お申込み単位	各販売会社がそれぞれ別に定める単位 お申込み単位は、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、「分配金受取コース」を選択する場合と「分配金再投資コース」を選択する場合で、お申込み単位が異なることがあります。(お取扱いコースは、販売会社により異なります。)詳細は、下記のお問い合わせ先または販売会社でご確認いただけます。
お申込み価額	取得申込み受付日の基準価額
換金のご請求	販売会社・委託会社の休業日を除き、原則として、いつでも換金のご請求ができます。 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、換金請求の受付を中止する場合および換金請求の受付を取消す場合があります。
換金の価額	換金請求受付日の基準価額
解約代金の受渡日	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目より
課税上の取扱い	個人の受益者の場合、普通分配金および換金時・償還時の差益に対して課税されます。 詳細については、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
受付時間	原則として販売会社・委託会社の営業日の午後3時まで 取得のお申込み / 換金のご請求が行われ、かつ、その受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが上記の時間までに完了したものを当日のお申込み分 / ご請求分として取扱います。なお、上記の時間以前に受付が締め切られる場合があります。
信託設定日	昭和51年9月17日

## お客さまにご負担いただく手数料等について

### お申込み時

**お申込み手数料** 取得申込み受付日の基準価額に対して、各販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額。  
お申込み手数料率は、販売会社により異なります。平成22年1月8日現在、上記手数料率の上限は2.1%(税抜2.0%)となっております。なお、手数料率の上限は変更されることがあります。  
お申込み手数料には消費税等相当額(5%)が課せられます。  
確定拠出年金制度にかかる取得申込みの場合は無手数料となります。  
詳細は、下記のお問い合わせ先または販売会社でご確認いただけます。

### ご換金時

信託財産留保額 ありません。

### 保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます)

**信託報酬** 日々の純資産総額に対して年率0.7665% ~ 0.8085%(税抜0.73% ~ 0.77%)  
信託報酬率は、運用実績に応じて変動します。詳細については、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

**その他の費用** 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等。  
その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ費用(上限額等を含む)を表示することができません。上記手数料等の合計額についても、お申込み金額や保有期間等に応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。詳細については、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

## ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

**委託会社** みずほ投信投資顧問株式会社  
信託財産の運用指図等を行います。

**受託会社** 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
信託財産の保管・管理等を行います。  
下記のお問い合わせ先でご確認いただけます。

**販売会社** 募集の取扱い、販売、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払い等を行います。  
お客さまへの投資信託説明書(目論見書)の提供は、販売会社において行います。

加入している金融商品取引業協会を で示しています。

販売会社	金融商品取引業者 / 登録金融機関 登録番号	日本 証券業 協会	(社) 投資信託 協会	(社) 日本証券 投資顧問 業協会	(社) 金融先物 取引業 協会	備考
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号					
株式会社S B証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号					
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号					
オリックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第55号					
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号					
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第62号					
黒川木徳証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号					
佐世保証証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第2号					
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号					
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号					
中原証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第126号					
ばんせい山丸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号					
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号					
前田証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号					
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号					
みずほインベスターズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第173号					
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号					
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号					
八幡証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第7号					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号					
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号					
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号					
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号					
イーバンク銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号					
株式会社池田銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号					
株式会社茨城銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第58号					
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号					
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号					
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号					
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号					
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号					
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号					
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号					
株式会社熊本ファミリー銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号					
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号					
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第7号					
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号					
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号					
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号					
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号					
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号					
株式会社泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第12号					
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号					
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号					
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号					
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号					
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号					
東京海上日動火災保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第135号					
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号					
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号					
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号					
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号					
株式会社びわこ銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第23号					
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号					
株式会社北國銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第5号					
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第3号					
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号					
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号					
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号					
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号					

上記の表は、みずほ投資信託顧問株式会社が平成22年1月8日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。  
備考欄の「」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

本資料は、みずほ投資信託顧問が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りになり、投資信託説明書(目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。

委託会社 商号等/みずほ投資信託顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号  
加入協会/ (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会 信託財産の運用指図等を行います。  
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。